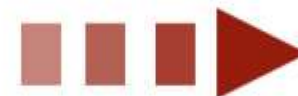




事務所案内

— 魅力ある会社づくりの第一歩は社労士活用から始めよう —

社会保険労務士辻事務所



自己紹介

平成28年5月から社会保険労務士辻事務所を開業しています。

名前: 辻 政喜(つじ まさよし)

生年月日: 昭和52年10月12日

最終学歴: 大阪経済法科大学(法学部法律学科) 卒

保有資格:

宅地建物取引士(平成19年度試験合格、平成20年登録)

行政書士試験合格者(平成21年度試験合格、現在未登録)

社会保険労務士(平成25年度(第45回)試験合格、平成26年9月登録)

社会保険労務士って？

社会保険労務士(社労士)とは、**労働や年金に関する知識を有している専門家**です。

全国におよそ4万人の社労士がいます。

社労士の仕事として、**労働や年金に関するトラブルや悩みに対して解決のアドバイス**をしたり、**事業主に代わって労働や年金に関する様々な手続**を行なっています。

事務所方針

辻事務所は以下の方針を掲げ、業務を行なっています。

- 一. 「事業所の円滑な運営」、「従業員がより良く働ける環境」、「事業主と従業員の良好な関係」のために、自己の持ち得る力で最大限の協力を行なう
- 二. 出来る限り分かりやすく、迅速・丁寧な対応を心がけ、一方に偏ることなく、公平な立場と視点で物事に接する
- 三. 本来の業務のみならず、地域や社会の活発な活動に対して、出来得る限りの協力を行なう
- 四. いかなる状況であろうとも、「あの社労士に頼んで良かった」と思える信頼関係を築く
- 五. 以上を達成するための倫理観、品位を保ち、日々の研鑽を行なう

(「社会保険労務士辻事務所 事務所方針」より引用)

辻事務所ではこんなことをやっています

1. **労働保険、社会保険**の相談および手続・提出の代行
2. **雇用保険**に関する**助成金**の相談および手続・提出の代行
3. **就業規則**に関する相談・提案および手続・提出の代行
4. その他、**労務管理**に関する相談等



こんなことはありませんか？



社員を採用したり退職した場合の手続がよく分からない。
また、普段仕事が忙しくて様々な書類の提出に行く時間が取れない。
何とかならないか？

社員を採用した場合や退職した場合、労働保険の手続が必要になります。また、法人や一定の個人事業の場合には社会保険の手続も必要です。

その他、労働に関して様々な書類の手続が必要な場合もあります。
その場合の書類の作成や提出を辻事務所が事業主に代わって行います。



どんな手続をするの？

- ・**労働保険**（仕事中のケガや失業、育児・介護休業の場合等）

労災保険 雇用保険

- ・**社会保険**（日常生活でのケガや出産の場合等）

健康保険 厚生年金保険

- ・**その他の手続**

労働基準法 国民年金 等

こんなことはありませんか？



最近、社員との社内トラブルが多く困っている。大きなトラブルにならないうちに対処したいが、どうすればいいのか教えて欲しい。

社員とのトラブルを未然に防ぐには、就業規則で社員に仕事上守ってほしいルールを明文化するのも方法のひとつです。就業規則の提案、作成、手続の他、社員への周知のための説明も辻事務所にお任せください。



就業規則とは？

従業員10人以上の会社では、労働基準監督署に届け出た就業規則を備え付け、周知することが義務になっています。

就業規則は、本則だけでなく、パートタイマー規程、賃金規程、退職金規程、再雇用規程、セクハラ・パワハラ防止規程、育児介護休業規程等、様々な規程を別に定めている会社もあります。

10人未満の会社では作成や届け出ることは義務ではありませんが、就業規則を作成しておくことで社内トラブルを未然に防いだり、社員に会社の考え方を伝えることができるので、社員の規模に関わらず就業規則の作成をお奨めします。

こんなことありませんか？



助成金の活用を考えているが、いろいろあってどれが良いのか…。
それに書類の作成や手続きが複雑なので代わりに頼みたい。

様々な助成金の中から、御社の要望に沿った助成金を
提案いたします。また、その後の助成金申請に関する
書類の作成や提出も辻事務所が事業主に代わって行ないます。



助成金って？

雇用保険料が財源で、銀行等の融資とは違い返済は**不要**です。また、中小企業をターゲットにしているものが多く、要件を満たせば**ほぼ必ず**支給されます。

ただし、以下の書類が**必要**！ ※代表的なもの

- 就業規則
- 賃金台帳
- タイムカード
- 労働契約書

なお、これら上記の書類についての指導等も**辻事務所が行います**。

こんなことはありませんか？



テレビや新聞で**働き方改革**という言葉が最近よく聞かれるので、会社として具体的に何かやってみたい。また、**年金**についても仕組みがよく分からないので教えてほしい。

働き方改革や年金も**社労士の専門分野**のひとつです。
具体的に、**分かりやすい説明**を心がけています。
秘密厳守。辻事務所にお気軽にお尋ねください。



こんなことはありませんか？



社内研修の一環として、社員に労働や年金に関する一般的な法律知識を**学ばせたい**と思っている。
研修の**講師**をしてほしい。

社労士は労働保険や社会保険の手續に必要な**法律**について様々な**専門知識**を有しています。

研修の内容、人数、時間等を御社と十分**協議**したうえで丁寧で分かりやすい研修を行います。



報酬について

- 定期顧問：月15,000円～
- 個別相談：30分5,000円
- 各種手続：1件6,000円～
- 就業規則の作成：1件100,000円～
- 助成金申請：支給額の10～15%



上記報酬額は一例であり、実際には事業規模や依頼内容等により報酬額が異なります。

詳しくは辻事務所にお尋ねください。

連絡先は

〒633-0091

桜井市大字桜井772

社会保険労務士辻事務所

社会保険労務士 辻 政喜

TEL / FAX: 0744-42-6876

E-MAIL: tsujimasayoshi_office@yahoo.co.jp



最後までありがとうございました

御社からのご依頼をお待ちしております

